

## 自動車関係税等に係る地方財源の確保に関する要請

昨今の我が国の経済を取り巻く状況は、急激な円高による経済、雇用情勢等の悪化により深刻さを増しているが、とりわけ、市町村の財政状況については、三位一体改革以降解消されていない脆弱な財政基盤と相まって、極めて厳しい財政運営を強いられているところである。

このような中で、現在、政府・与党において平成24年度税制改正に関する議論が本格化しており、その中で、国内産業の空洞化防止を念頭に置いた「自動車重量税」(国税)及び「自動車取得税」(都道府県税)の廃止が経済産業省から要望され、その是非について活発な議論が行われている。

しかしながら、両税は市町村税ではないものの、「自動車重量税」は税収の4割が譲与税として、「自動車取得税」は税収の7割が交付金としてそれぞれ市町村に配分されており、偏在性の少ない貴重な財源として市町村財政にとって欠くことのできないものである。

加えて、市町村における基幹税目の一つである「固定資産税」について、平成24年度に評価替えが予定されているが、景気の伸び悩み等による土地、建物の価格下落により大幅な減収が見込まれることから、危機的な市町村財政に更に拍車がかかり、延いては必要とされている行政サービスを縮減せざるを得ない事態も懸念されるところである。

このような状況を回避し、住民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会を作り上げるためには、市町村への税財源を強化し、安定した財政基盤を確立することが不可欠であることから、次の事項について強く要請する。

### 1 自動車関係諸税に係る地方税財源の確保

当分の間として適用されている税率の取り扱い及びエコカー減税など環境対応車への優遇措置を含め、車体課税の見直しを検討する場合には、自動車重量譲与税、自動車取得税交付金が町村にとって極めて貴重な財源となっていることを踏まえ、現行の地方税財源を堅持すること。

また、軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡を考慮し、軽自動車税の税率を引き上げること。

### 2 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、平成24年度の評価替えにあたっては、地価高騰期に講じられた措置を見直すなど、課税の公平性をはかりつつ、税収が安定的に確保できるようにすること。

平成23年11月22日

広島県町村会

会長 吉田 隆行